

論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名： 溝口修平

論文題目：ロシア連邦憲法体制の成立 「重層的転換」における制度選択とその意図せざる帰結

本論文は、ロシア人民代議員大会が創設された1990年から、ロシア連邦憲法が制定された1993年末までの政治過程を詳細に分析したものである。特に「強い大統領制」を導入することによって集権的統治を志向しつつも、中央・地方関係が遠心化するという逆説的状況が生じたことに着目した極めてオリジナリティの高い論文である。ロシア新憲法の策定が政治的課題となった際、大統領制と連邦制の問題がトレードオフの関係になったため、憲法制定を主導していたエリツィン大統領は、「強い大統領制」を導入するために、連邦構成主体の要求を受け入れなければならなかった、というのが本論文の中心的な主張である。

本論文の構成と各章の内容は以下の通りである。第一章「はじめに」では、先行研究の批判的紹介がなされている。その上で、政治主体の利益・選好を固定化せず、「重層的転換」の動態的分析によって複数の改革課題がいかに連関していたのかを明らかにする、という分析枠組みを提示している。本論文の理論枠組みは、主体中心の合理的選択論と構造論という2つのアプローチを架橋するものである、と言える。第二章「ソ連の統治機構とその矛盾」では、まず、「党＝国家体制」の構造的特徴を明らかにした上で、1985年にゴルバチョフが共産党書記長に就任すると、「党＝国家体制」の問題点は経済システムの問題として認識され、経済改革の実施が掲げられた。しかしこの経済改革が行き詰ると、ゴルバチョフは政治改革に進んだ。ソヴィエトへの競争選挙導入、共産党機構の改革、共産党の指導的役割の廃止、大統領制の導入など、これまでの「党＝国家体制」を大きく変容させるものだった。1990年に入ると、政治・経済改革の問題と並んで、連邦制の再編問題が大きく浮上してきた。このようにソ連の末期に噴出した様々な課題が1991年のソ連解体によってすべて解決したわけではなく、ソ連解体後に持ち越されたことを以下の章で明らかにしている。第三章「ロシアの自立化(1990年～1991年)」では、1990年6月の「国家主権宣言」を契機にソ連からの「ロシアの自立化」が加速し、ロシア国内で経済的にも政治的にも様々な改革が急速に進められることになったことを明らかにしている。経済面では市場経済化が進み、政治面では大統領制がロシアでも導入された。本章の最後では、ソ連とロシアの2つの連邦条約締結の準備過程について述べている。前者はソ連の解体によって不要となったが、後者は解体後のロシア連邦に持ち越されることとなった。第四章「市場経済化の開始と議会内ブロックの離合集散(1992年)」では、1992年初頭から始まった急進的市場経済化をめぐる最高会議での議論と法案に対する投票行動が分析されている。三つの法案

(私有化法、ガイダル首相代行報告に関する決議、政府法)に対する各ブロックの投票行動における凝集度を計算し、分析を加えている。その結果、各ブロックの凝集度は次第に低下していき、各ブロックは所属議員を統制できなくなり、最高会議は「原子化」状態に陥った。従来、議会が一体として大統領と対立したかのように語られることが多かったが、実際には、議会は分裂傾向にあったことを本章では示している。また、大統領支持勢力であった「改革連合」の分裂傾向が特に顕著であったことを明らかにしている。支持基盤を議会内で小さくしたことが、エリツィンをして議会の外で新たな勢力との連合を模索させる背景であることをも同時に明らかにした。第五章「対立の激化と収束(1993年)」では、1993年の複雑な政治過程の展開を詳しく追っている。まず、93年初頭にエリツィン大統領とハズブラトフ最高会議議長の権力闘争が再燃したこと、同年4月にエリツィンが国民投票によって事態の打開を図ったこと、そして国民投票での勝利を受けて、憲法協議会を創設し、憲法草案の策定に入ったことを明らかにしている。こうした過程の中、私有化過程で力を付けた連邦構成主体代表が、憲法協議会にも多く参加した。新憲法採択のために、連邦構成主体の協力が欠かせないと考えていたエリツィンにとっても連邦構成主体側の接近は好都合であった。こうして大統領と連邦構成主体が接近したことにより、大統領権限をめぐる問題と連邦制をめぐる問題の間に、トレードオフの関係が生まれた。エリツィンは最大の目的である「強い大統領制」を憲法に盛り込むことに成功した。しかし、そのことによって非対称な連邦制を容認する結果となった。これが「意図せざる結果」である。第六章「結論」では、この研究のまとめと結論が示されている。

以上が本論文の構成と内容であるが、この研究の優れている点を以下列挙する。まず、ロシア政治史研究に大いに貢献している点が評価された。1990～1993年の極めて複雑な政治過程を独自の分析枠組みと徹底した実証研究によって明らかにした功績である。その際、人民代議員大会や最高会議での投票行動にまで踏み込んで、分析した点はオリジナリティに富んだところと高く評価される。また、これまで殆ど利用されてこなかった憲法協議会のロシア語資料を丹念に読んで整理・分析しているところも、しっかりした資料の読み方とともに高い評価を得た。次に、本論文は、ロシアの憲法体制の中核的な特徴を明らかにすることによって、1990年代の混乱と2000年以降の体制の変容を内在的に理解するための視座を提供し、制度形成の局面とその後の政治状況との連続的な説明を可能にした点が評価できる。93年憲法がその後のルールを作り、基本的にはそれが現在も続いているからである。

一方、審査委員から本論文に対する若干の不満、注文が出された。まず、憲法協議会の7月草案とエリツィンが最終的に提出した11月草案の比較検討をより詳しく書くべきであった、憲法の成立過程に重点があるため、憲法そのものについての記述がやや少ない、という批判が寄せられた。さらに大統領制と民主主義との関係について書いて欲しかったという指摘もあった。また「強い大統領制」の導入は93年憲法によるが、非対称な連邦制は、94年以降の権限区分条約の締結により成立するので、両者は同時に成立したわけではない、

という指摘もなされた。また、「決議」の訳語にたいする疑問も出された。しかし、こうした指摘は、多くが、今後の研究の課題として期待されたものか、語句の微修正の必要性についてであり、全体として本論文の意義を低めるものではない。審査委員会は全員一致で、本論文が高い水準に達しており、学界に大きな貢献をなす論文であると判断した。

したがって、本審査委員会は、本論文の執筆者、溝口修平氏に対して博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。